

# 平成30年度津山市水道局建設工事等入札参加資格者格付要領

## 1 基本方針

平成30年度津山市水道局建設工事等入札参加資格者格付けは、次の方針に基づいて実施する。  
有効期間は平成30年7月1日から平成32年6月30日までの2年間とする。

(1) 津山市水道事業配水管布設工事請負契約競争入札参加業者選定要綱(平成10年津山市水道事業告示第1号。以下「配水管布設工事業者選定要綱」という。)及び津山市水道事業配水管布設工事の施行技術の確保に関する規程(平成10年津山市水道事業管理規程第10号。以下「施行技術確保規程」という。)に規定する事項を最低基準とする。

①建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による  
管工事及び水道施設工事の許可を受けていること。

②津山市水道指定給水装置工事業者規程(平成10年津山市水道事業管理規程第1号、以下「指定工事業者規程」という。)第4条に規定する指定を受けていること。

③配水管技士又は配水管技能者3人以上、かつ、給水装置工事主任技術者2人以上を常勤で雇用していること。ただし、配水管技士又は配水管技能者と給水装置工事主任技術者とは、同一の者が兼ねることができる。

④協会、組合等に加入していること。

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果を尊重する。

(3) 不良・不適格業者を排除する。

(4) 水道局の公道修繕工事の貢献度を評価する。

(5) 法定資格を有した技術者を確保するよう指導する。

## 2 能力評定数値

格付け申請を行なった者及び格付け初年度に該当する者についての能力評定数値は、次のとおりとする。

(1) 水道施設工事及び管工事の能力評定数値の算出は、次に定める基準により客観的事項及び主観的事項について算出した数値の合計数値によるものとし、等級格付けは次表による。

ラ ン ク	評 価 点 数
A	750点以上
B	700点以上～750点未満
C	650点以上～700点未満
D	600点以上～650点未満
E	600点未満

(2) 客観的事項の数値

建設業法第27条の23の規定に基づく「建設業法の経営に関する事項の審査」(審査基準日が平成28年8月1日から平成29年7月31日までのものを用いる。)により県知事が算出した総合評定値で、水道施設工事業点数と管工事業点数の合計点数を2で除した数値(端数がある場合は四捨五入で整数止め)を判定点数とする。

(3) 主観的事項の数値は、次のとおりとする。

#### ①公道修繕工事加点

評定年度直前2箇年（平成28年4月1日～平成30年3月31日）における、各事業者が施工した公道修繕工事の件数を加点する。ただし、上限30点とする。

#### ②防災協定加点

津山市水道局と締結している防災協定（応急給水への協力）の締結団体加入事業者に対し、それぞれ5点を加点する。

#### ③工事成績による加点・減点

評定年度直前2箇年（平成28年4月1日～平成30年3月31日）の工事検査調書の工事成績評定点の結果に基づき、次のとおり主観点を加減する。

ただし、平均点による加減点及び工事ごとの評定点による加減点について、それぞれ10点を上限とし、合計で上限20点を加減するものとする。

工事成績評定点	平均点による加減点	工事ごとの評定点による加減点
55点未満	-10点	-3点
55点以上60点未満	-5点	-1点
60点以上70点未満	0点	0点
70点以上75点未満	+5点	+1点
75点以上	+10点	+3点

#### ④指名停止等行政処分による主観点の減点

過去2年間（平成28年4月1日～平成30年3月31日）の津山市の指名停止処分について、1回ごとに次のとおり減点する。

処分の内容	減点
指名停止 1ヶ月～2ヶ月	-10点/回
指名停止 3ヶ月～5ヶ月	-20点/回
指名停止 6ヶ月以上	-30点/回

3 土木・舗装・建築・造園・電気・塗装・測量・建築設計等については、津山市の評価点数、ランクを準用する。

#### 4 等級の格付けの付帯要件等

(1) 水道局の入札参加資格者は、建設業法第27条の23に規定する経営審査を受けていなければならない。

(2) 水道局の入札参加資格者は、労働者災害保険及び退職金共済に加入していなければならない。また、常勤職員とは、雇用保険、社会保険に加入している者をいう。

(3) 入札参加資格申請を初めて提出した者の取扱いは次のとおりとする。

①初年度（7月1日から翌年度6月30日までをいう。）は、入札参加資格者名簿に記載するが、格付けは行わない。

②2年目は最高D等級に格付けをするが、指名は行わない。

③3年目の格付けは、最高C等級までとする。

④津山市の他業種で指名実績のある事業者は、2年目から通常どおり格付けし指名する。

- (4) 等級格付けの上位変更は、前年度と比較して2等級を限度とする。
- (5) 支社、支店等の等級格付け  
市内に本店及び支店を設置している者は、本店のみの登録とし、二重登録を認めない。また、市外業者で、支所又は営業所を市内業者として登録した場合は、本店等の二重登録は認めない。
- (6) 経営事項審査結果通知書に記載の過去2（3）年平均完成工事高が、水道施設工事が、3,000千円未満の場合は、上記の方法で算出した結果から1等級下位の格付けとし、指名もする。
- (7) 新規入札参加資格者などについては、必要に応じ、事務所の実態調査を行う。

## 5 実施上の追加項目

- (1) 下水道工事に関連して施工される水道施設工事については、当該下水道工事を落札した指名業者は、水道施設工事の入札には参加させない。
- (2) 税込予定価格が6,000万円以上の水道施設工事については、管工事業及び水道施設工事業の両方において、特定建設業の許可を有する者を入札参加資格者とする。